

美里町男女共同参画推進基本計画

平成20年3月

宮城県遠田郡美里町

美里町男女共同参画推進基本計画目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 計画策定の背景と経緯	3
3 計画の位置付けと役割	5
4 計画の期間	5
5 計画の基本目標	6
基本計画の体系	7

第2章 基本計画

I 男女の自立と社会的平等を目指した人づくり	9
基本課題1 一人ひとりの人権の尊重	9
基本課題2 性別による役割分担意識の解消	10
基本課題3 男女共生教育の推進	12
II 男女が共に安心して暮らせる環境づくり	14
基本課題1 働くための社会的環境整備	14
基本課題2 共に築く家庭生活への支援	16
基本課題3 心と体の健康支援	19
III 男女が共に参画するまちづくり	21
基本課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	21
基本課題2 地域活動への参画促進	22
基本課題3 多様な交流機会の促進	22

第3章 計画の推進

1 町における推進体制の整備	26
2 国・県などとの連携	26
3 町民及び諸団体との連携	26
4 計画の進行管理	26

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、進められてきました。しかし、性別による役割分担意識や、社会慣習や慣行等、男女の平等を阻害する様々な要因は、いまだ十分に解消されたとはいえない状況にあります。また、今日の少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、美里町が生き生きとした町であるためには、男女の性別に関わりなく、全ての町民がその個性と能力を発揮できる社会環境の整備が必要不可欠であり、従来の社会通念や習慣にとられない、創造的で真に豊かな地域づくりを進めていくことが必要です。

そのため、この「美里町男女共同参画推進基本計画」では、将来に向けて美里町が、男女が互いの性差を理解した上で、それぞれの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において共に参画して、対等のパートナーとして協働しながら、個性と能力を発揮し、生涯を通して、安心して生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを基本理念とします。

2 計画策定の背景と経緯

(1) 世界の動き

国連は、1975年を「国際婦人年」と定め、同年に開催された「第1回女性会議」において「世界女性行動計画」が採択され、翌年の1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と定めたことを契機に、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が展開され始めました。

「国連婦人の10年」の期間の1979年には、国連総会において「女性差別撤廃条約」が採択され、1985年の「第3回世界女性会議」では2000年に向けて女性の地位向上を目指し、各国が取り組むべき施策の指針である「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年に中国の北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京行動綱領」が採択され、西暦2000年に向けて優先的に取り組むべき方向が示された上で、翌年までに国連加盟国には行動計画を策定することが要請されました。

2000年にはニューヨークの国連本部で「女性2000年会議＝第5回世界女性会議」が開催され、「ナイロビ将来戦略」や「北京行動綱領」の実施状況の検討・評価を行い、今後のさらなる行動と戦略が検討されました。

2003年、国連女子差別撤廃委員会第29会期が開催され、我が国の第4回・5回実施状況報告が審議されました。

2005年、北京で開催された「第4回世界女性会議」から10年を迎え、ニューヨークで男女共同参画に関する国際会議「北京+10」が開催されました。

(2) 日本の動き

「国際婦人年」を契機として、1975年に婦人問題企画推進本部(本部長：内閣総理大臣)が設置され、1977年には「国内行動計画」を策定し、「国立婦人教育会館」(現 国立女性教育会館)が設置されました。ここから日本の女性政策が始まったともいわれています。

1984年には、父系的に偏りがあった「国籍法」が改正され、1985年には「男女雇用機会均等法」が制定されるなど、男女平等に関する国内法の整備が進められました。また同年「女性差別撤廃条約」を批准しました。

1987年、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年に第1次改定が行われました

1994年には「男女共同参画室」と「男女共同参画推進本部」が総理府に置かれ、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

1995年、育児休業法が改正されるとともに介護休業制度が法制化され、1996年には前年に北京で行われた「第4回世界女性会議」を受けて「男女共同参画2000年プラン」(男女共同参画社会の形成促進に関する2000年度までの国内行動計画)が策定されました。

1999年6月「男女共同参画社会基本法」が制定・公布され、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置付けました。この基本法に基づき、2000年12月に政府は「男女共同参画基本計画」を策定し、2001年1月に内閣府に男女共同参画局が設置されました。同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布一部施行され、翌年の2002年には前面的に施行されました。

2005年、「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定され、男女共同参画基本法に基づき各省庁の施策が総合的に定められました。

2006年、「男女雇用機会均等法」が改定になり、男女双方に対する差別や間接差別、妊娠・出産などを理由とする不利益な取り扱いなどが禁止されました。

(3) 宮城県の動き

宮城県では、国際婦人年に始まる内外の行動計画を背景にして、1976年に女性行政の窓口が生活環境県民課に設置されました。

1980年には「宮城県婦人関係行政推進庁内連絡会議」が設けられ、1981年には窓口を婦人青少年課に改編し、婦人問題懇話会が設置されました。

1984年に懇親会からの提言を受け、「みやぎ婦人施策の方向—21世紀への助走—」が策定されるとともに、1990年には「みやぎ婦人施策推進基本計画—男女共同参加型社会の形成を目指して—」が策定されました。

1992年に「宮城県女性問題懇談会」が設置され、「宮城県の審議会等における女

性人材の積極的登用」に関する提言が行われました。

1996年には「宮城県男女共同参画推進委員会」が設置され、1998年に「宮城県における男女共同参画社会の実現に向けての推進並びに宮城県女性行動計画に関する答申」を踏まえて「みやぎ男女共同参画推進プラン」が策定されました。

2001年に宮城県男女共同参画推進条例が施行されたことに伴い、「宮城県男女共同参画審議会」が設置され、2002年に男女共同参画社会政策を総合的かつ計画的に進めるため、条例に基づく宮城県男女共同参画基本計画が答申され、翌2003年には同計画が策定されました。

(4) 美里町の動き

美里町は、2006年1月1日に旧小牛田町と旧南郷町が合併して誕生しました。旧小牛田町では2004年3月に男女共同参画推進基本計画を策定して男女共同参画行政を推進してきました。また、旧南郷町では審議会等の女性登用目標を定めて女性登用を推進する等の取組みを行ってきました。美里町では合併と同時に合併の協定項目に基づき男女共同参画をより一層推進するため、企画財政課に男女共同参画係を新設しました。同年4月に2010年までに各種審議会等の女性委員の登用率30%以上を目標とする女性登用推進要綱を施行しました。また、2007年4月に施行された総合計画の将来目標の一つに男女共同参画社会の推進を掲げ、男女の固定的役割分担意識を是正するための啓発事業の充実を図るとともに、女性の社会参画を支援する家庭環境の改善・理解への啓発、女性団体相互の連携強化、学習機会の充実によって男女共同参画社会を推進することとし、具体的な取組みとして男女共同参画推進基本計画の策定を盛り込みました。

3 計画の位置付けと役割

本計画は、国における「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」、さらには宮城県における「宮城県男女共同参画基本計画」との整合を図るとともに、「美里町長期総合計画—人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町—」が掲げる「男女共同参画社会の推進」を総合的かつ計画的に推進するための個別計画に位置付けられます。このようなことから、この計画は男女共同参画に関する行政運営の指針であるとともに、町民や企業、地域社会が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組む指針としての役割を担うものです。

4 計画の期間

本計画は、美里町長期総合計画と整合性を図るために平成20年度から平成27年度までの8年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況と対応させながら見直しを行います。

5 計画の基本目標

基本目標Ⅰ

男女の自立と社会的役割の平等を目指した人づくり

～性差を超えた人としての意識改革～

男女共同参画社会とは、人それぞれが性別に関わりなく人間として平等であり、個人として尊重される社会です。男女が互いの性差を認め、理解しながら、パートナーとして尊重し合うための意識改革を行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅱ

男女が共に安心して暮らせる環境づくり

～生涯を通して生き生きと暮らしていくための環境整備～

男女が共に個性と能力を生かしながら、仕事と家庭や地域における活動の両立を実現するため、一人ひとりが自立した対等な人間として互いを尊重し、家事や育児等の家庭的役割を協働して担うことが必要です。また、社会的に多様な働き方を選択できるような労働環境の整備を後押しすることで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、男女が共に安心して暮らせる環境づくりを目指します。

基本目標Ⅲ

男女が共に参画するまちづくり

～様々な場面への参画の機会拡大～

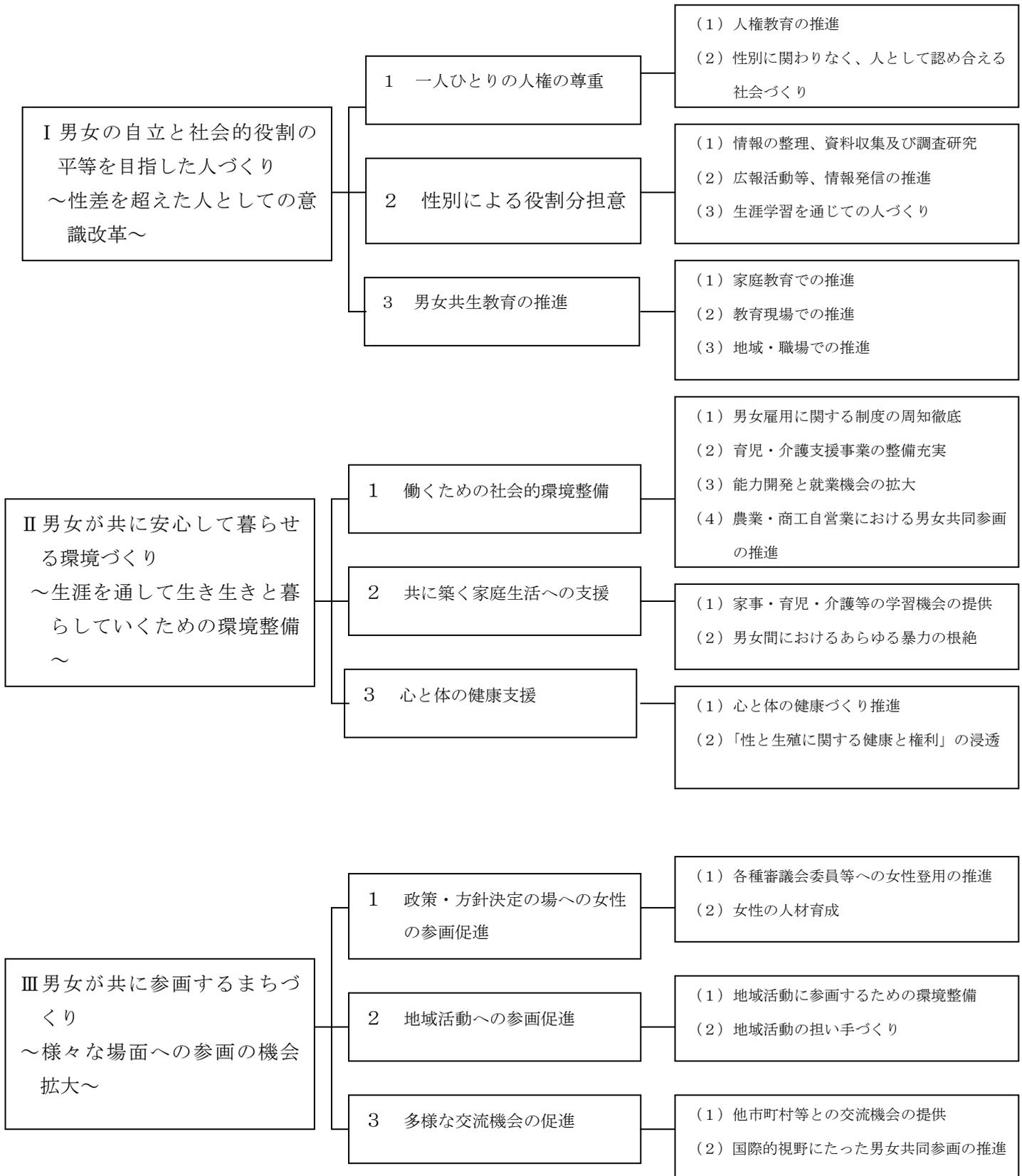
地域社会における活動や家庭生活など、生活に関わるあらゆる分野で男女が共にバランスよく参画し、互いの考え方や意見が反映される社会の実現を目指します。

美里町男女共同参画推進基本計画体系

【基本目標】

【基本課題】

【施策の方向】



第2章 基本計画

I 男女の自立と社会的役割の平等を目指した人づくり

～性差を超えた人としての意識改革～

男女共同参画社会とは、人それぞれが性別に関わりなく人間として平等であり、個人として尊重される社会です。男女が互いの性差を認め、理解しながら、パートナーとして尊重し合うための意識改革を行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本課題 1 一人ひとりの人権の尊重

家庭・学校・地域・職場などあらゆる場において人権の軽視・侵害や、性別による差別がなく、一人ひとりの個性が尊重される男女共同参画の実現には、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していく必要があります。特に人格形成期にあたる子どもたちへの教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすことから大変重要な役割を持っています。

施策の方向

(1) 人権教育の推進

幼児期から、子どもの発達段階に応じて、男女の平等や相互理解と協力の大切さを学ぶことが必要です。子どもたちの個性や能力が十分発揮されるよう配慮しながら、一人の人間として性別に関わりなく、お互いを尊重することの大切さを学ぶための人権教育を推進します。

施 策	担当課
人権教育（幼児期からの教育）実施の支援	教育委員会 生涯学習課
子どもたちの人権教育を行うにあたっての情報提供	教育委員会 健康福祉課

(2) 性別に関わりなく、人として認め合える社会づくり

人は全て基本的人権が保障され、法の下に平等であり、個人として尊重されています。これは性別によって差別されるものではありませんが、逆に性別を無視して成り立つものでもありません。男性と女性が、身体的・生理的違いがあることをよく理解した上で、お互いを一人の人間として尊重し、パートナーとして認め合えるような意識づくりが重要です。

施 策	担当課
人権相談等相談体制の充実を図る	健康福祉課
各種講座を通じた人権に対する理解の推進	健康福祉課 生涯学習課

基本課題 2 性別による役割分担意識の解消

平成 16 年に行われた内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」においては、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの問いに対し、賛成が、45.2%で、反対が 48.9%という結果で、昭和 54 年の同調査では、賛成が 7 割だったのに比べて、初めて反対の方が上回る結果となりました。しかし、これを男女別に結果を比較してみると、女性は、53.8%が反対で、賛成が 45.2%と反対が賛成を上回っているのに対して男性は、43.3%が反対で、49.8%が賛成という結果で依然として賛成が反対を上回っており、男女別で意識に相違が見られます。

「男らしさ」や「女らしさ」という考え方を否定するものではありませんが、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的な役割分担意識が、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因になっているのも事実です。

男女が共に自立し、協調していくためには、社会全体はもとより、家庭、職場、学校、地域などの様々な機会をとらえて、性別による固定概念に左右されないよう、男女双方の意識改革に取り組んでいくことが必要になっています。

施策の方向

(1) 情報の整理、資料収集及び調査研究

男女共同参画に関する実態の把握に努めると共に、調査結果や国内外の動き、他自治体の取り組み等の行政資料、調査研究資料等、情報を収集・整理し、住民への情報提供を行います。また、美里町における実態や課題の分析等の調査研究も行います。

施 策	担当課
男女共同参画に関する資料の収集及び貸出	近代文学館
男女共同参画に関する各種講座の実施及び講師の情報提供	生涯学習課 企画財政課
男女共同参画に関する調査・研究	企画財政課

(2) 広報活動等、情報発信の推進

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの意識改革が大変重要であることから、町の広報紙やホームページ等、様々な機会を通して啓発活動に努めます。

施策	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の推進	全課
男女共同参画に関するホームページの作成	企画財政課
男女共同参画に関する各種講座の実施及び講師の情報提供	生涯学習課 企画財政課
町広報紙による男女共同参画に関する記事掲載	総務課
男女共同参画推進を啓発するためのチラシ等の作製	企画財政課

(3) 生涯学習を通じての人づくり

町民が人権の大切さを学び、男女が対等なパートナーとして、共にあらゆる分野に参画する男女共同参画社会を実現する上で、生涯学習の果たす役割は大変重要です。

男女の様々なライフステージにおける課題に応じた学習機会や学習プログラムの充実を図り、男女共同参画に対する理解を広げるとともに、政策方針決定の場へ参画する女性人材の育成や、男性の地域・家庭への参画を促すような生涯学習の展開を進めます。

施策	担当課
男女共同参画推進を啓発するためのチラシ等の作製	企画財政課
男女共同参画に関する講演会等の開催	企画財政課 生涯学習課
男女共同参画に関する各種講座の実施及び講師の情報提供	生涯学習課 企画財政課

基本課題 3 男女共生教育の推進

私たちは、家庭、学校、地域や職場など様々なライフステージで、多くの人と関わりを持ちながら生活しています。真の男女共同参画社会を実現するには、これらの全てのライフステージで男女が対等なパートナーとして、お互いを認め合えるような環境を築いていかなければなりません。しかし、各分野によって人との関わり方には違いがあり、男女平等についての感じ方についても違いがあります。これからは、その分野や年代に応じて、一貫した男女共生教育の推進が必要です。

施策の方向

(1) 家庭教育での推進

乳幼児期からの家庭での子育てや男女関係のあり方が、その後の男女平等観に大変大きな影響を及ぼします。性別に関わらず一人の人間として認め合い、個性を尊重する考え方を身に付けられるよう家庭教育の充実を図るとともに、子育て中の親を対象とした学習機会を提供します。

施策	担当課
家庭における男女共同参画の推進に向けた講座の実施	生涯学習課 健康福祉課
子どもと一緒に参加できる各種講座の実施	生涯学習課 健康福祉課
家庭教育に関する講演会等の実施	生涯学習課

(2) 教育現場での推進

性別による固定的な役割分担意識の解消と互いを尊重する意識づくりを行うには、幼いときからの男女共生教育が大変重要です。児童、生徒の発達段階に応じた人権教育や性教育等により、性の違いを認め合い、一人ひとりの個性を尊重して資質や能力を伸ばせるよう支援します。

施 策	担当課
より充実した子育てを支援するため、保育所、児童館、幼稚園職員の研修の充実	子育て支援課 教育委員会
教育現場における男女共同参画推進のための環境整備	総務課 教育委員会
中高生を対象とした各種体験学習の実施	教育委員会 健康福祉課

(3) 地域・職場での推進

地域社会での様々な活動や習慣、職場での男女の地位などでは、男女ともに平等ではないと感じている人が多くなっています。学校生活の中では男女が互いに協力し合い、対等であったのに、地域や職場の中に入ると、古い慣習や世代間の考え方の違い等によって、男女の地位に格差を感じる人が多いようです。生涯を通じた男女共同参画社会を実現するためにも、地域や職場に対する各種講座や学習機会の充実を図ります。

施 策	担当課
関連法令の遵守や男女共同参画について町内企業への理解の推進	産業振興課
男女共同参画に関する各種講座の実施	生涯学習課

皆さんもとりくみましょう

- ◆ 幼いころから性別にとらわれずに、人間として相手を思いやり支えあう気持ちを育みましょう
- ◆ 家族の一員として、何をしたらいいのか家庭での話し合いを大切にしましょう
- ◆ お互いに、男の仕事、女の仕事と決めつけずに積極的にチャレンジしましょう

Ⅱ 男女が共に安心して暮らせる環境づくり

～生涯を通して生き生きと暮らしていくための環境整備～

男女が共に個性と能力を生かしながら、仕事と家庭や地域における活動の両立を実現するため、一人ひとりが自立した対等な人間として互いを尊重し、家事や育児等の家庭的役割を協働して担うことが必要です。また、社会的に多様な働き方を選択できるような労働環境の整備を後押しすることで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、男女が共に安心して暮らせる環境づくりを目指します。

基本課題 1 働くための社会的環境整備

働く意欲を持つ男女が共に仕事と家庭や地域における活動を両立できるように、労働環境の整備を図り、男女が共に参画する職場の実現を目指します。

施策の方向

(1) 男女雇用に関する制度の周知徹底

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正など法的な整備がなされても、雇用・労働の場における男女の格差は依然として解消されておらず、いまだ多くの課題が残されています。

このため、女性の能力や適性に対する固定観念を取り除き、女性の労働力を正當に評価すると同時に能力発揮のための条件整備が必要であり、男女の均等な取り扱いと女性の職域の拡大を一層進めていくことが求められています。

施策	担当課
関連法令の遵守や男女共同参画について町内企業への理解の推進	産業振興課
雇用に関する相談体制の充実を図る	産業振興課

(2) 育児・介護支援事業の整備充実

男女の雇用機会均等や仕事と子育ての両立支援のための取組が行われてきたものの、出産を機に多くの女性が離職しているという現実があります。

出産・結婚退職など、女性に不利益な職場慣行や従来の労働観を見直し、男女労働者に対する休暇制度の充実や労働時間の短縮、保育や介護施策の充実など、労働条件の整備や社会的な取り組みの推進が求められています。

施 策	担当課
預かり保育事業の実施	教育委員会
学童保育や子どもの一時的預かり等、子育て支援体制の充実	子育て支援課
乳幼児健診・家庭訪問・各種相談事業の実施	健康福祉課
介護サービス機能の充実	健康福祉課
住民が自発的に行う支えあいの体制づくりを支援	健康福祉課
町内企業への育児介護休業制度の周知を図る	産業振興課

(3) 能力開発と就業機会の拡大

少子高齢社会を迎え、社会の要請に対応して女性にも男性と同等の職業意識や職業能力の形成が求められており、職業観を養い、持てる能力と意欲を生かすことができるよう女性の職業能力開発に対する支援が必要となっています。また子育てなどの理由で長く職業から離れていた女性の再就職についても、円滑に職業生活に戻ることができるようにその間の経験や知識・技能の不足を補うことができる情報や学習機会等の提供が必要となっています。さらに近年、起業やSOHO^{※1}（ソーホー）など新しい働き方を求める女性も増加しており、就労形態の多様化に対応した支援が求められています。

施 策	担当課
能力開発や職業訓練等に関する情報提供	産業振興課
大崎公共職業安定所雇用対策推進協議会での情報交換等による雇用促進	産業振興課
町内企業会等に対して雇用促進を働きかける	産業振興課

※ 1 SOHO（ソーホー）

「Small office home office」の略。自宅や小さな事務所を拠点に、パソコンなどの情報機器を利用して働く、在宅勤務型の職業形態をいう。

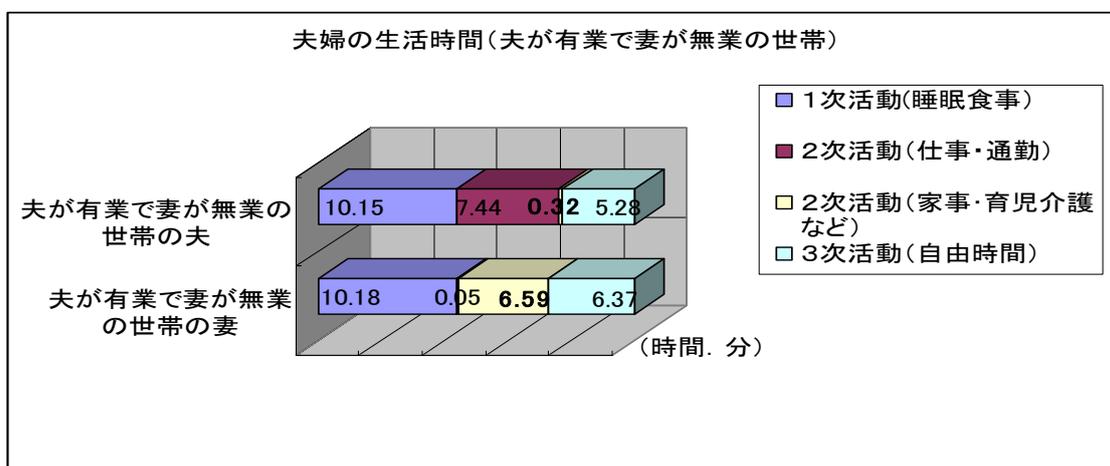
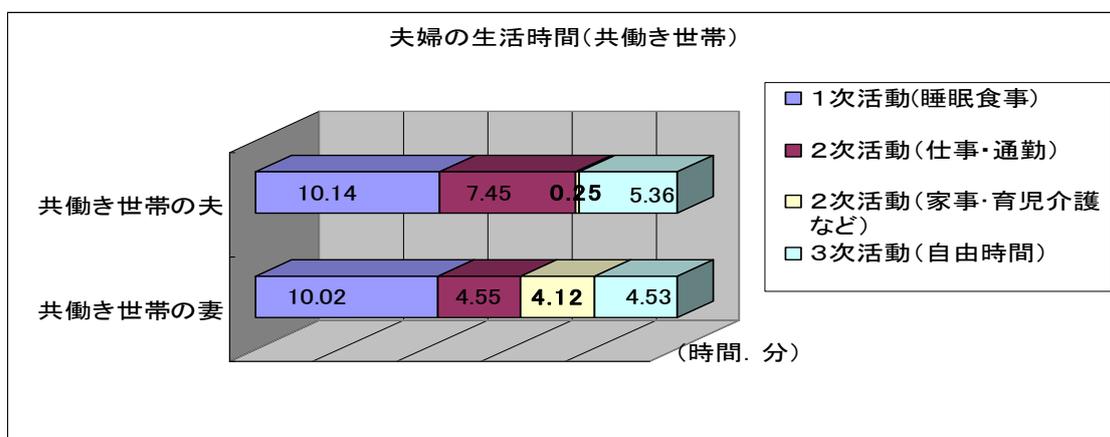
(4) 農業・商工自営業における男女共同参画の推進

農業、商工自営業においては、女性はこれまでも重要な担い手としての役割を果たしてきましたが、適正な労働評価や経営参画がなされないなど従来からの伝統的な就労形態や慣習から脱しきれない現状も見受けられます。女性の労働を適性に評価し、女性自らの意思によって経営や労働に参画する機会が確保されるよう、労働環境の整備を推進する必要があります。

施策	担当課
家族経営協定の促進	農業委員会
女性の経営参画への支援	産業振興課

基本課題 2 共に築く家庭生活への支援

家庭における男女が、夫婦・パートナーとして、また自立した対等な人間として互いを尊重し、家事や育児、介護等の家庭的役割を協働して担い、男女が共に築く家庭生活の実現を目指します。



資料：総務省「社会生活基本調査」(平成13年)

総務省「社会生活基本調査」（平成 13 年）によると、妻の就業状況別に夫婦の 1 日の生活時間をみると、共働き世帯での夫の家事・育児・介護等にかかる総平均時間が 25 分なのに対し、妻は 4 時間 12 分であり、夫が有業で妻が無業の世帯では、夫は 32 分、妻は 6 時間 59 分である。妻の就業の有無にかかわらず夫が家事や育児、介護などにかかる時間は妻と比べて著しく短い。男性は共働きか否かで生活実態はほぼ変わらないものの、女性は共働きの場合は仕事をしながら家事も育児も介護も担い、余暇時間が少なくなっているという結果がでています。男女が共に仕事と家庭、地域における活動をバランスよく担うことができるような環境づくりを社会全体で進めていくことが必要です。

施策の方向

（１）家事・育児・介護等の学習機会の提供

家庭における男女共同参画を進めるには、日常的な家事や育児などの家庭的役割を男女が共同で取り組むことの大切さと必要性について継続的な啓発を行うなど、家庭生活における固定的な性別役割分担意識を変革していくことが求められています。同時に、これまでのような男性の仕事が中心というライフスタイルを見直し、女性に偏っている家事・育児・介護等に男性も携わることができる環境づくりを進めるとともに、子育てや介護の負担を軽減できるよう社会的に支えるための条件整備が必要となっています。

施 策	担当課
家庭における男女共同参画の推進に向けた講座の実施	生涯学習課 健康福祉課
男性向けの家事、育児等に関する研修機会の提供	健康福祉課
子どもと一緒に参加できる各種講座の実施	生涯学習課
家庭教育に関する講演会等の実施	生涯学習課

（２）男女間におけるあらゆる暴力の根絶

性に対する偏見や差別意識によって繰り返されてきた、配偶者・パートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）^{※2} や、性犯罪、売買春、^{※3}セクシュアルハラスメント、^{※4}ストーカー行為等、性に対する暴力は基本的な人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で大きな障壁となっています。

施 策	担当課
地域社会の防犯対策	総務課
セクシュアル・ハラスメント、ドメスティックバイオレンスなどの相談体制の充実	健康福祉課

※ 2 ドメスティック・バイオレンス

「夫婦（恋人）間暴力」のことで、パートナーからの暴力をいう。夫婦間のことは私的な問題とされる風潮や夫婦間の経済的な力関係により表面化しにくかったが、今日では解決すべき深刻な女性問題となった。

※ 3 セクシュアル・ハラスメント

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 10 年労働省告示第 20 号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。

※ 4 ストーカー

つきまとう人、異常心理犯罪者。平成 12 年 5 月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年 11 月 24 日に施行された。この法律では、「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっている。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自営措置等の教示等の援助を行うことも規程されている。

基本課題 3 心と体の健康支援

施策	担当課
各種健康教室の実施	健康福祉課
健康診断と各種健診の充実、利用促進を図る	健康福祉課
更年期障害や婦人病等についての情報提供と相談窓口の対応	健康福祉課
中高年のメンタルヘルス事業の実施	健康福祉課

健康は、人が生き生きと暮らしていくための基本的な条件です。特に女性はライフサイクルの中で妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が生涯にわたる心身の健康保持・増進に意識的に取り組み、自らの健康を主体的に確保していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で重要なことであり、男性の理解を深めるなど、社会全体で支援する環境づくりが必要です。

施策の方向

(1) 心と体の健康づくり推進

男女が共に生き生きと暮らしていくため、それぞれのライフステージに応じて、自らの健康状態について自己管理を行うことができるよう、健康に関する情報提供や正しい知識の普及啓発など、生涯にわたる健康管理に努めるほか、様々なストレスや性に対する不安などに応える相談機能の充実を図ります。

(2) 「性と生殖に関する健康と権利」の浸透

女性が生涯にわたる心身の健康保持・増進に意識的に取り組み、自らの健康を主体的に確保していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で重要なことです。女性が生涯を通じて健康を自己管理し、自らの身体と性について自己決定する権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※5}）が保障されるよう、権利の確立に向けた積極的な取り組みが必要となっています。

施策	担当課
各種検診の充実	健康福祉課
ライフステージに応じた心と体の学習と交流機会の提供	健康福祉課
生涯を通じた女性の健康支援・自己決定の権利確立支援のために関係諸機関との連携を図る	健康福祉課

※ 5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「女性の性と生殖に関する健康と権利」をいう。1994（平成6）年の国連国際人口会議で論議され、今日では、女性の重要な権利の一つとして認識されるに至る。リプロダクティブ・ヘルスとは、一生涯を通じて特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。リプロダクティブ・ライツとは、それをすべての人々の基本的人権として位置づけようとする理念。中心課題としては、いつ何人子どもを産むか産まないかを自分で選択する自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題などが幅広く論議されている。

皆さんもとりくみましょう

- ◆ 育児・介護休業法などの制度について学びましょう
- ◆ 女性も自分の仕事に対してプロとしての自覚を持ち、能力を磨きましょう
- ◆ 育児や介護を共同で行うなど、仕事と家庭の両立のためお互いに支え合いましょう

Ⅲ 男女が共に参画するまちづくり

～様々な場面への参画の機会拡大～

地域社会における活動や家庭生活など、生活に関わるあらゆる分野で男女が共にバランスよく参画し、互いの考え方や意見が反映される社会の実現を目指します。

基本課題 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

美里町の審議会等委員の女性委員の比率は、平成18年4月1日現在で、29.1%と目標としている30%に達していない状況にあります。また、町議会議員の女性議員の比率は、5.6%と更に低い状態にあります。近年女性は、家庭や地域において役割を担いながら、さらに新たな分野にも活動の場を広げています。しかし、女性が実務の大部分を担っている領域でも、依然として決定権限のあるポストには男性が就いているような事例が多く見受けられ、政策や方針などの意思決定過程への女性の参画は、公的・私的の分野を問わず立ち遅れている実情となっています。

施策の方向

(1) 各種審議会委員等への女性登用の推進

政策や方針に女性の立場や意見を反映させていくため、各種委員会・審議会などへの女性委員の登用を推進するとともに、同じリーダーだけが参加するのではなく、肩書きにとらわれず、色々な立場の女性の声を反映されるような選出方法の検討を進めます。また、町内の各種団体での女性の登用について働きかけを行います。

施策	担当課
各種委員会・審議会等への女性登用の推進	全課

(2) 女性の人材育成

女性があらゆる場面で参画できるよう必要な能力活用及び教育を充実させて、人材育成を推進します。

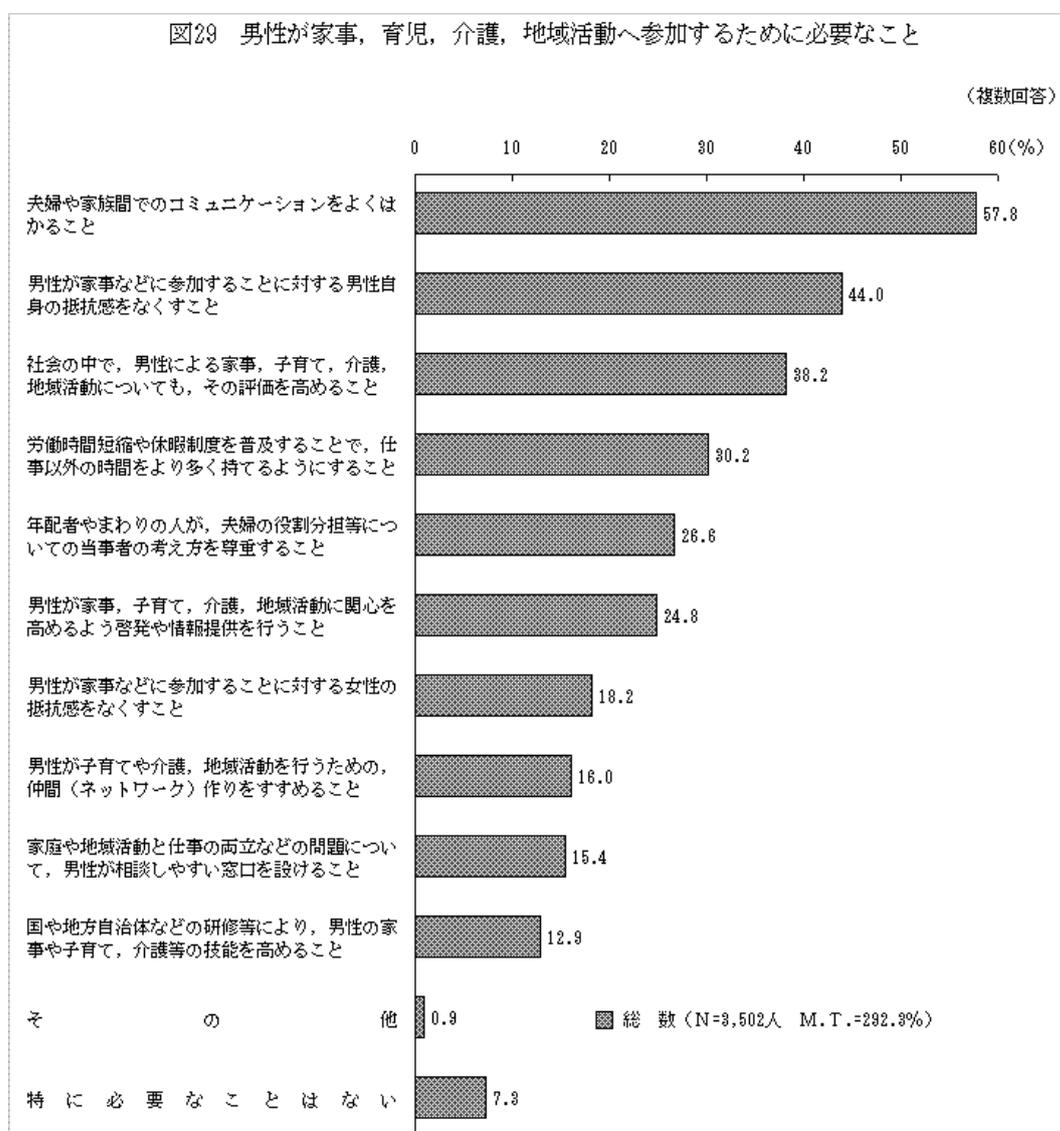
施策	担当課
能力開発や研修機会の提供を行い、人材を育成する	全課

基本課題 2 地域活動への参画促進

地域社会において、従来からの固定的な役割分担意識を払拭し、男性と女性の共同参画を積極的に進めていく必要があります。

一方、地域活動に実質的に参加する男性は限られていることから、現在の生活を豊かで充実したものにするためにも、男性の地域活動への積極的な参画が望まれています。

近年様々な課題をもって主体的に市民活動に取り組む女性が増えていることから、これらの活動を通じて女性がボランティアやまちづくりのリーダーとしてさらに力をつけ、活躍できる支援が求められています。



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」平成16年11月

施策の方向

(1) 地域活動に参画するための環境整備

地域社会の活性化のためには、住民が様々な地域活動へ主体的に参画していくことが不可欠であることから、その参加を積極的に働きかけるとともに、市民と行政の協働による男女共同参画の推進を目指して住民の主体的な活動を支援します。

施 策	担当課
男女が共にまちづくりを担うための環境整備	全課

(2) 地域活動の担い手づくり

町内会や地域での活動で活躍するための情報を提供し、まちづくり活動の中核を担う女性リーダーの養成に努めます。

施 策	担当課
ボランティアの育成・活用	関係課
NPO等の活動への支援	関係課
各種団体のネットワークづくりの支援	関係課

基本課題 3 多様な交流機会の促進

男女共同参画の取り組みは、一つの自治体だけで取り組むべきものではなく、様々な地域で取り込まれるべきものです。様々な地域と交流機会を持つことで、多様な価値観を認め、グローバルな視点で行動できる住民を育成することが必要です。

施策の方向

(1) 他市町村等との交流機会の提供

多様な考え方を生かした豊かで住みよい社会を築いていくためには、他自治体との多様な交流機会を通して互いの特性を生かしつつ連携と協力をしていくことが必要です。

施 策	担当課
他の自治体等との交流推進	全課

(2) 国際的視野にたった男女共同参画の推進

国際的視野に立った男女共同参画に関する学習機会や情報提供を図るとともに、国際交流活動団体などと連携を図り、交流機会の拡充に努めます。

施 策	担当課
国際交流の推進	企画財政課

皆さんもとりくみましょう

- ◆ 男女ともに地域活動に積極的に参加しましょう
- ◆ 女性も様々な活動の中で、男性任せでなくリーダーとして責任を担うなど、活動の幅を広げましょう
- ◆ すばらしいアイデアはどんな人のもので採用していくような、地域活動に参加しやすい環境づくりをしましょう

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

1 町における推進体制の整備

男女共同参画に関する施策を総合的に推進していくため、専門に担当する職員の配置について検討するとともに、男女共同参画の視点があらゆる施策や行政運営に反映されるように職員への男女共同参画に関する啓発と研修の充実を図ります。

計画を総合的かつ効果的に進めるため、「美里町男女共同参画推進庁内調整会議」で各課（局）間の調整・連携を図りながら「美里町男女共同参画推進本部」を中心に全庁的な取組みを行います。

2 国・県などとの連携

国や県、他市町村など、関係機関との連携強化を図り、男女共同参画施策を推進します。

3 町民及び諸団体との連携

住民や企業、地域が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組んでいくため「美里町男女共同参画推進懇話会」を中心に施策の推進に取り組めます。

男女共同参画に関わる団体やサークルとの連携を図るとともに、情報提供等を通してその活動を支援します。

4 計画の進行管理

計画を円滑に推進していくため、町の各課（局）が一体となって取り組み、組織横断的な連絡・調整を図り、関係事業の状況を把握するとともに、各年度に優先して実施すべき具体的な事業の検討を行い、実施計画を策定するなど、進行管理を行います。